

自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人らについて、避難費用等のほか、身体障害のある申立人子に係る保育サービスの利用頻度が避難前よりも増加した事情等を考慮し、平成23年5月分から平成27年3月分までの申立人子の保育費用の一部が生活費増加費用として賠償された事例。

1352

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4、及び同X5（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

1 平成23年分

- (1) 避難費用（避難交通費）
- (2) 避難費用（面会交通費）
- (3) 避難費用（住居費）
- (4) 避難費用（引越し関連費用）
- (5) 生活費増加費用（二重生活）
- (6) 生活費増加費用（家財道具）
- (7) 生活費増加費用（教育費）
- (8) 精神的損害
- (9) 線量計購入費用

上記(1)～(9)につき、平成23年3月11日から同年12月末日

2 平成24年分～平成28年分

- (1) 避難費用（避難交通費）
- (2) 避難費用（帰還交通費）
- (3) 避難費用（帰還関連費用）
- (4) 避難費用（面会交通費）
- (5) 避難費用（住居費）
- (6) 生活費増加費用（二重生活）
- (7) 生活費増加費用（自宅維持管理費用）
- (8) 生活費増加費用（教育費）
- (9) 避難雑費

上記(1)、(4)～(9)につき、

平成24年1月1日から平成27年3月31日

上記(2)、(3)につき、平成28年4月1日

3 本件和解仲介に関する弁護士費用

第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金6,847,034円の支払義務があることを認める。

(内訳)

1 平成23年分

- | | |
|-----------------|----------|
| (1) 避難費用（避難交通費） | 135,200円 |
| (2) 避難費用（面会交通費） | 96,000円 |

(3) 避難費用 (住居費)	644,200円
(4) 避難費用 (引越し関連費用)	44,000円
(5) 生活費増加費用 (二重生活)	225,000円
(6) 生活費増加費用 (家財道具)	100,000円
(7) 生活費増加費用 (教育費)	394,712円
(8) 精神的損害	680,000円
(9) 線量計購入費用	15,094円
2 平成24年分～平成28年分	
(1) 避難費用 (避難交通費)	4,000円
(2) 避難費用 (帰還交通費)	8,000円
(3) 避難費用 (帰還関連費用)	30,000円
(4) 避難費用 (面会交通費)	24,000円
(5) 避難費用 (住居費)	673,400円
(6) 生活費増加費用 (二重生活)	90,000円
(7) 生活費増加費用 (自宅維持管理費用)	360,000円
(8) 生活費増加費用 (教育費)	910,000円
(9) 避難雑費	2,214,000円
3 本件和解仲介に関する弁護士費用	199,428円

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、前項の金員のうち、金1,960,000円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算

申立人らと被申立人は、第1記載の損害項目(第1記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年1月24日

(仲介委員 石井逸郎)